

令和 8 年 6 月 2 4 日

○条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 6 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 1 2 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第 1 4 章を次のように改める。

第 1 4 章 マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく事務に係る手数料

第 2 2 条 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第

1 6 3 条の 5 9 第 1 項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査に係る手数料は、1 件につき、1 6 0 , 0 0 0 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 7 号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 8 号

小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 2 0 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 納入通知書（後期高齢者医療保険料額変更通知書）兼特別徴収開始（中止）通知書（様式第 1 号）

(2) 後期高齢者医療保険料納付書兼領収証書（様式第 2 号）

第 3 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「様式第 4 号」を「様式第 3 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「様式第 5 号」を「様式第 4 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「様式第 6 号」を「様式第 5 号」に改め、同号を同条第 5 号とする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

小田原市長

国

納入通知書（後期高齢者医療保険料額変更通知書）兼特別徴収開始（中止）通知書

年度分の後期高齢者医療保険料について、次のとおり徴収しますので通知します。

被保険者氏名		被 保 険 者 番 号	
納 付 方 法		決 定（変更）理 由	
特別徴収義務者			
特 別 徴 収 対 象 年 金		徴 収 決 定 年 月 日	
特 別 徴 収 年 金 給 付 額		保 険 料 額	円
普通徴収の場合の振替口座			

【期別保険料額】

期 別 ・ 月					納 期 限
	普 通 徴 収	特 別 徴 収	普 通 徴 収	特 別 徴 収	
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
1 0 月					
1 1 月					
1 2 月					
1 月					
2 月					
3 月					
合 計 額					

問い合わせ先

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があり、なお不服がある場合は、裁決の通知を受けた

日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。

この訴えの提起は、審査請求に対する裁決を経た後でなければならないとされていますが、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第2号（第3条関係）

㊤ 小田原市 後期高齢者医療保険料納付書（納入済通知書）

加入者名				口座記号 番 号		合計 金額	円	
収 納 機 関 番 号		納 付 番 号				確 認 番 号		納 付 区 分
納期限			通知書番号		年度		期別	

保険料		円	延滞金		円	領収日付印
			合 計 金 額			円
被保険者氏名						小田原市保管
取りまとめ店						

後期高齢者医療保険料
納付書（原符）㊤

加入者名
口座記号番号
保険料 円
延滞金 円
合計金額 円
被保険者氏名
通知書番号
納期限

領収日付印

金融機関保管

小田原市 領収証書㊤

加入者名
口座記号番号
保険料 円
延滞金 円
合計金額 円
被保険者氏名
通知書番号
納期限

交付日

領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

上記のとおり領収しました。

納付場所、お問い合わせ先は、裏面に記載しております。

様式第 3 号を削り、様式第 4 号を様式第 3 号とし、様式第 5 号を様式第 4 号とし、様式第 6 号を様式第 5 号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 9 号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成 2 7 年小田原市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第 1 条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第 2 条の見出し中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同条第 1 項中「マンション建替組合設立認可申請書」を「マンション再生組合設立認可申請書」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 省令第 3 条第 1 項第 2 号に規定する法第 9 条第 2 項の規定による集会の決議を得たことを証する書類は、区分所有者集計表、区分所有者名簿、再生前マンションとなるべきマンションに係る管理規約の写し又は再建敷地となるべき土地に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号。以下「区分所有法」という。）第 7 3 条において準用する区分所有法第 3 0 条第 1 項の規約の写し、再生合意者集計表及び再生合意者名簿とする。

4 省令第 3 条第 1 項第 2 号に規定する法第 9 条第 2 項各号に掲げるマンション又は土地（以下「再生決議マンション等」という。）についての再生決議の内容を記載した書類は、再生決議を行った際の管理組合の集会の議事録及び再生決議の決議事項を記

載した書類とする。

第2条第5項中「第3条第1項第4号」を「第3条第1項第5号」に改める。

第4条の見出し中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同条中「マンション建替組合理事長氏名等届出書」を「マンション再生組合理事長氏名等届出書」に改める。

第5条の見出し中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同条第1項中「マンション建替組合（定款・事業計画）変更認可申請書」を「マンション再生組合（定款・事業計画）変更認可申請書」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 省令第3条第2項第2号に規定する法第34条第2項において準用する法第9条第2項の規定による集会の決議を得たことを証する書類は、区分所有者集計表、区分所有者名簿、再生前マンションとなるべきマンションに係る管理規約の写し又は再建敷地となるべき土地に係る区分所有法第73条において準用する区分所有法第30条第1項の規約の写し、再生合意者集計表及び再生合意者名簿とする。

4 省令第3条第2項第2号に規定する再生決議マンション等についての再生決議の内容を記載した書類は、再生決議を行った際の集会の議事録及び再生決議の決議事項を記載した書類とする。

第5条第5項中「第3条第2項第4号」を「第3条第2項第5号」に改め、同条第6項中「第3条第2項第5号」を「第3条第2項第6号」に改める。

第6条の見出し中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同条第1項中「マンション建替組合解散認可申請書」を「マンション再生組合解散認可申請書」に改め、同条第3項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「第58条第1項第14号」を「第58条第1項第23号」に改め、同条第5項中「、清算人に関する書類及び清算人名簿」を削り、同条に次の1項を加える。

6 第2項から前項までに規定する書類のほか、省令第3条第3項に規定する認可申請書には、清算人に関する書類及び清算人名簿を添付しなければならない。

第7条の見出し中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同条中「マンション建替組合決算報告書承認申請書」を「マンション再生組合決算報告書承認申請書」に改める。

第9条から第11条までを削る。

第12条の見出し中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同条第1項中「マンション敷地売却組合設立認可申請書（様式第9号）」を「マンション等売却組合設立認可申請書（様式第8号）」に改め、同条第3項中「第120条第2項の同意」を「第113条第2項の規定による集会の決議」に、「の管理規約」を「に係る管理規約」に、「、マンション敷地売却合意者集計表、同意書及び登記事項証明書」を「又は売却敷地となるべき土地に係る区分所有法第73条において準用する区分所有法第30条第1項の規約の写し、売却合意者集計表及び売却合意者名簿」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 省令第58条第1項第2号に規定する法第113条第2項各号に掲げるマンション又は土地についての売却決議の内容を記載した書類は、売却決議を行った際の集会の議事録及び売却決議の決議事項を記載した書類とする。

第12条を第9条とする。

第13条の見出し中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同条中「マンション敷地売却組合理事長氏名等届出書（様式第10号）」を「マンション等売却組合理事長氏名等届出書（様式第9号）」に改め、同条を第10条とする。

第14条の見出し中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同条第1項中「マンション敷地売却組合（定款・資金計画）変更認可申請書（様式第11号）」を「マンション等売却組合（定款・資金計画）変更認可申請書（様式第10号）」に改め、同条第3項中「第58条第2項第2号」を「第58条第2項第9号」に改め、同条を第11条とする。

第15条の見出し中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同条第1項中「マンション敷地売却組合解散認可申請書（様式第12号）」を「マンション等売却組合解散認可申請書（様式第11号）」に改め、同条第5項中「、要除却認定マンションの除却に係る今後の予定を記した書面」及び「、清算人に関する書類及び清算人名簿」を削り、同条に次の1項を加える。

6 第2項から前項までに規定する書類のほか、省令第58条第3項に規定する認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 清算人に関する書類及び清算人名簿

(2) 総会の議決による解散の場合又は事業の完成の不能による解散の場合においては、要除却等認定マンションの除却等に係る今後の予定を記した書面

第15条を第12条とする。

第16条の見出し中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同条中「マンション敷地売却組合決算報告書承認申請書（様式第13号）」を「マンション等売却組合決算報告書承認申請書（様式第12号）」に改め、同条を第13条とする。

第13条の次に次の2条を加える。

（マンションの除却等の必要性の認定申請）

第14条 省令第76条の25第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第163条の56第2項第1号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認めた者が証する書類
- (2) 配置図、平面図その他前号のマンションを特定するために必要な書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第76条の25第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 配置図、平面図その他法第163条の56第2項第2号から第5号までのいずれかに該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションを特定するために必要な書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第163条の56第2項第1号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の規定により申請をしようとする者は、省令第76条の25第1項の規定にかかわらず、同項の認定申請書に同項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

（容積率の特例に係る許可申請）

第15条 省令第76条の30第1項の規則で定める図書又は書面は、小田原市建築確認等取扱規則（昭和60年小田原市規則第4号）第2条の表に掲げる図面その他市長が必要と認める図書又は書面とする。

第17条を第16条とする。

様式第1号中「マンション建替組合設立認可申請書」を「マンション再生組合設立認可申請書」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第9条第1項」を「マン

ションの再生等の円滑化に関する法律第9条第1項」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「マンションの建替えに合意した者」を「再生決議マンション等の再生合意者」に改める。

様式第2号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

様式第3号中「マンション建替組合理事長氏名等届出書」を「マンション再生組合理事長氏名等届出書」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

様式第4号中「マンション建替組合（定款・事業計画）変更認可申請書」を「マンション再生組合（定款・事業計画）変更認可申請書」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第34条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第34条第1項」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

様式第5号中「マンション建替組合解散認可申請書」を「マンション再生組合解散認可申請書」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

様式第6号中「マンション建替組合決算報告書承認申請書」を「マンション再生組合決算報告書承認申請書」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合に」を「マンション再生組合に」に改める。

様式第7号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第57条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第57条第1項」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

様式第8号を削る。

様式第9号中「第12条関係」を「第9条関係」に、「マンション敷地売却組合設立認可申請書」を「マンション等売却組合設立認可申請書」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第120条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第113条第1項」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を

「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「マンションの敷地の売却を行う旨の合意をした者」を「売却マンション等の売却合意者」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第10号中「第13条関係」を「第10条関係」に、「マンション敷地売却組合理事長氏名等届出書」を「マンション等売却組合理事長氏名等届出書」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第11号中「第14条関係」を「第11条関係」に、「マンション敷地売却組合（定款・資金計画）変更認可申請書」を「マンション等売却組合（定款・資金計画）変更認可申請書」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第134条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第134条第1項」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第134条第3項の同意を得たことを証する書類（マンション敷地売却事業の実施のための借入金がある場合に限る。）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第58条第2項各号に掲げる書類」に改め、同様式を様式第10号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 11 号（第 12 条関係）

年 月 日

小田原市長 様

申請者 所 在 地

組 合 名

理事長氏名

マンション等売却組合解散認可申請書

（ 年 月 日の総会において組合の解散について議決した 事業が完了した 事業の完了が不能となった ）	ため、マ
--	------

ンションの再生等の円滑化に関する法律第 137 条第 4 項の規定による認可を受けた
いので、次の書類を添えて申請します。

- ☐ 解散の決議をした総会の議事録（総会の議決による解散の場合に限る。）
- ☐ 事業の完了を明らかにする書類（事業の完了による解散の場合に限る。）
- ☐ 事業の不能を明らかにする書類（事業の完了の不能による解散の場合に限る。）
- ☐ 要除却等認定マンションの除却等に係る今後の予定を記した書面（総会の議決による解散の場合又は事業の完成の不能による解散の場合に限る。）
- ☐ 債権者の同意書（組合に借入金がある場合に限る。）
- ☐ 清算人に関する書類
- ☐ 清算人名簿

注意 該当する添付書類の部分の□にレ点を記入すること。

様式第 12 号を削る。

様式第 13 号中「第 16 条関係」を「第 13 条関係」に、「マンション敷地売却組合決算報告書承認申請書」を「マンション等売却組合決算報告書承認申請書」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション等売却組合」に改め、同様式を様式第 12 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。